

島田市告示第79号

島田市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

島田市長 染谷 絹代

島田市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の中小企業者等の採用力強化を図るため、従業員の奨学金返還を支援する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等奨学金返還支援事業 静岡県、市及び中小企業者等の3者が連携して、奨学金を返還している又は将来において返還することが確定している従業員の奨学金返還を支援する事業をいう。

(2) 中小企業者等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等をいう。

(3) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

イ 地方公共団体、大学、民間企業等が貸与する奨学金（静岡県医学修学研修資金、静岡県看護職員修学資金貸付金、静岡県保育士修学資金貸付金、静岡県介護福祉士修学資金貸付金その他の学資金であって、特定の職種へ就職した場合、特定の地域に居住した場合その他の一定の要件に該当した場合に返還の全部又は一部が免除されることとなるものを除く。）

(4) 支援事業者 従業員の奨学金返還を支援するため、従業員に対して手当等として金銭を支給し、又は従業員に代わって奨学金の返還を行う中小企業者等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 静岡県内に本店又は主たる事務所を有する者であること。

イ 市内に事務所又は事業所を有する者であること。

ウ 市に対し中小企業等奨学金返還支援事業に係る補助金を申請する日の3年前の日から当該申請する日の前日までの間に、労働関係法令に違反していない者であること。

エ 静岡県税及び静岡県内の市町村税に未納がない者であること。

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（まあじやん屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主目的なものを除く。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者でないこと。

カ 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）第2条第1号に規定す

る暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと関係を有する者でないこと。

(5) 支援対象者 支援事業者に採用され、市内の事務所又は事業所に勤務している雇用期間の定めのない従業員（試用期間中の者を含む。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 支援事業者に雇用された日（以下「雇用日」という。）において、奨学金を返還中であること又は将来において返還することが確定していること。

イ 支援事業者が従業員の奨学金返還を支援する制度を設けた日又はこの要綱の施行の日のいずれか遅い日以降に採用された者であること。

ウ 支援事業者から奨学金返還の支援を受ける日の属する年度の末日において、35歳以下であること。

エ 雇用日の属する年度の初日から5年を経過した者でないこと。

オ 事業主と同居している3親等以内の親族でないこと。ただし、勤務実態及び勤務条件が当該者以外の従業員と同様であると認められる場合は、この限りでない。

カ 役員その他の事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。

キ アからカまでに掲げるもののほか、静岡県知事又は市長が支援対象者とすることが適当でないとする者でないこと。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、支援事業者とする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、支援事業者が行う補助対象期間（補助金の交付の決定を受けようとする日の属する年度の4月から12月までの期間をいう。以下同じ。）における中小企業等奨学金返還支援事業に要する経費とする。

（補助額及び限度額）

第5条 補助金の額は、支援対象者1人当たり、当該者に係る補助対象経費に3分の2を乗じた額と当該者が補助対象期間において奨学金の返還に要し、又は返還することとされている額の合計額に3分の1を乗じた額とを比較していずれか低い額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、8万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、支援対象者に支援をしようとする日の2週間前又は補助金の交付の決定を受けようとする日の属する年度の12月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 申立書兼同意書（様式第2号）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (4) 奨学金返還の支援に係る内部規定等の写し

- (5) 雇用契約書の写しその他の雇用関係及び雇用形態が分かる書類
 - (6) 支援対象者の奨学金返還額が分かる書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、補助事業の内容の変更(事業費の20パーセント以下の変更を除く。)をしようとする事とする。

- 2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない事とする。
- (交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が第7条第1項に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書(様式第1号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の1月31日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第4号)
- (2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める書類
 - ア 支援の内容が手当等の支給の場合 補助対象期間に係る支援対象者の賃金台帳の写しその他の支援対象者への手当等の支給状況が分かる書類及び返還した奨学金の額が分かる書類
 - イ 支援の内容が代理返還の場合 補助対象期間に係る代理返還の対象者及び代理返還の額が分かる書類並びに領収書の写しその他の代理返還を行ったことを証する書類

- (3) 振込みを希望する金融機関の口座が分かる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。